

2022年8月4日

たねと食とひと@フォーラム御中

不二製油株式会社  
経営企画部 広報課

食用油の原材料に関するお問い合わせについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お問合せの件でございますが、下記のとおり回答いたしますので、ご査収のほどよろしく  
お願い申し上げます。

敬具

記

質問① 貴社製品原材料の種類と原産国、遺伝子組み換えの状況についてお答えください。

不二製油商品名	原材料名	原材料の原産国	遺伝子組み換え	使用開始時期
クックパル	なたね油	主にカナダ、オーストラリア	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年
	大豆油	主にアメリカ、ブラジル	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年
フリエール	綿実油	主にブラジル、アメリカ	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年
白絞油	なたね油	主にカナダ、オーストラリア	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年
	大豆油	主にアメリカ、ブラジル	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年
製菓用サラダ油	なたね油	主にカナダ、オーストラリア	Non-Gm・ <u>不分別</u>	1997年

質問② 産地農場から輸出港、輸入港、貴社製造工場までの原材料の管理・輸送方法についてお教えください。

⇒弊社で搾油は行っておらず、原料油脂の状態で購入先の製油工場からタンクローリー等で輸送します。

質問③ 原料トレーサビリティについて

主原料の入荷記録の保存 有・無

主原料の出荷記録の保存 有・無

製造ロットと入出荷ロットの対応付け記録の保存 有・無

質問④ 遺伝子組み換えの原材料を使用している製品に関して、今後、遺伝子組み換えでないものに変更する予定はありますか。予定の有無とともに、その理由もお答えください。

⇒変更する予定はありません。

原材料の安定調達、製品の安定供給の観点から、当該原材料を変更することは現実的に困難であると考えております。

質問⑤ 現在、食用油については遺伝子組み換えに関する表示義務はありません。今後、検出精度の向上により DNA の検出が可能になった場合、商品本体に表示を行う予定はありますか。

⇒関連法令に基づいて適正に対応します。

質問⑥ 消費者のなかには、遺伝子組み換えでない原材料を求める声もあります。今後、遺伝子組み換えでない原材料の製品を供給するためには、どのような課題があるとお考えですか。

⇒原材料の安定調達、製品の安定供給が困難だと考えます。

質問⑦ ゲノム編集由来の原材料が入手できるようになった場合、使用しますか。

はい・いいえ

理由 ⇒安全性を含めて、開発、届け出状況を注視して参ります。

質問⑧ゲノム編集由来の原材料を使用する場合、表示をされますか。

はい・いいえ

理由 ⇒関連法令に基づいて適正に対応します。

以上